

## 通報窓口規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という。）の関係者から、法令違反行為、本協会が定める規程に違反する行為、反倫理的行為及びそれらと疑われる行為等（以下「コンプライアンス違反行為」という。）に関する通報（相談を含む。以下同じ。）の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス強化に資することを目的とする。

### (適用者)

第2条 通報窓口の利用者は、本協会の役員、都道府県協会役員、加盟団体役員、正会員、選手、公認審判員、専門委員会委員、事務局、及びその他競技者等に関する倫理規程第2条第3号に規定するパワーリフティング関係者とする。

### (窓口)

第3条 コンプライアンス委員会は、適用者からの通報を受け付ける通報窓口を設置し、その連絡先は本協会ホームページに記載のとおりとする。

### (通報の方法)

第4条 通報窓口の利用方法は、本協会ホームページの通報窓口に記載された電子メール、電話、書簡又は面会とする。

### (通報対象行為)

第5条 通報対象行為は、本協会の事業活動に関する次の各号の行為とする。

- (1) 暴力、暴言、脅迫及び威圧等競技の範囲を超えて身体的又は精神的苦痛を与える行為（パワーハラスメントを含む。）
  - (2) 不快感を与える性的な言動（セクシャルハラスメントを含む。）
  - (3) 差別、義務のない行為の強要、試合の不正操作、ドーピング等、本協会の正当又は健全な活動を、直接又は間接的に妨害する行為
  - (4) その他、本協会に関連して行われる違法行為、本協会が定める規程に違反する行為、又は反倫理的行為
- 2 次に各号の事項は、通報対象外とする。
- (1) 裁判その他の国家機関又はスポーツ仲裁裁判所若しくは日本スポーツ仲裁機構による紛争解決手続に係属している又はこれらによる判断が確定した事項
  - (2) 競技においてなされる審判及び競技団体の判定に関する事項
  - (3) 本協会の事業活動に関係しない法令違反行為、個人的な私怨、誹謗中傷及び不平不

満

- (4) 怪我や疾病の診断若しくは治療、医薬品やサプリメント等の成分に係る事項等、医学的又は薬学的な見地に係る事項
- (5) 本規程第2条に規定される適用者の家庭に係る事項
- (6) その他、本協会の事業活動に関係しない個人的利益のみを図る目的での通報事項

(調査)

第6条 通報窓口担当者が通報を受理した場合、コンプライアンス委員会は、速やかにその内容を確認し、事実関係の調査を開始する。

2 通報内容が重大又は重大な事態に発展する可能性があるときは、コンプライアンス委員会は、倫理委員長に報告し、以後の調査方法についての指示を仰ぐものとする。

3 コンプライアンス委員会は、調査内容に応じて倫理委員会の招集を理事会に上程することができる。

(協力義務)

第7条 通報内容の事実関係の調査について、調査の対象となった委員会や本規程第2条に規定される適用者（以下「調査対象者」という。）は、協力を求められた場合、調査に協力しなければならない。

2 前項の調査に協力を求められた者（以下「調査協力者」という。）は、事実の隠蔽、歪曲又は虚偽の証言等不誠実な対応をしてはならない。

(調査後の措置)

第8条 コンプライアンス委員会の調査が終了したときは、倫理委員長に経過と結果を報告する。ただし、通報者が匿名での通報を希望する場合、通報者の氏名等の通報者が特定できる情報は、通報者の同意がない限り、原則として開示しない。

2 コンプライアンス違反行為が重大かつ悪質な場合、倫理委員長は、理事会に経過と結果を報告する。

3 前項により報告を受けた理事会は、必要に応じて関係行政機関への報告、公益を損なわないための報道機関等を通じての公表をはじめ、関係者の刑事告発等の検討実施を速やかに行わなければならない。

(是正措置)

第9条 調査の結果、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合、本協会は、速やかに是正措置及び再発防止を講じなければならない。

(処分)

第 10 条 調査の結果、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、本協会の規程に基づき倫理委員会を開催し、理事会にて処分を決定する。

(通報者の保護)

第 11 条 本協会は、通報者が通報窓口を利用して通報したことを理由として、通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合、本協会は、倫理委員会規程に基づき、それを行った者に対して処分を課すことができる。

3 通報内容に通報者自身に関与しており、通報者が自主的に通報した場合、本協会は自主的に通報した者に対する処分を減免することがある。

(守秘義務)

第 12 条 この規程に定める業務に携わる者、通報者、被通報者及び調査対象者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を含むその他の情報（以下「秘密情報」という。）について、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

2 本協会は、通報窓口を外部に委託する場合は、委託先に対して、前項と同様の守秘義務を課すものとする。

3 本協会は、前 2 項の定める義務に違反して、秘密情報を洩らした者に対し、本協会の定める倫理委員会規程に従って相当な処分を科すものとする。

4 通報に基づく事実確認にあたり、本協会、通報窓口担当者、その他情報を知り得た者は、通報者、調査対象者及び調査協力者等の信用、名誉、及びプライバシー等に配慮しなければならない。

(不正の目的)

第 13 条 通報者は、虚偽の通報、個人的利益をはかる目的での通報、他人を誹謗中傷する通報、その他の不正の目的を持った誠実性に欠ける通報を行ってはならない。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1 この規程は令和 5 年 7 月 1 9 日に制定し、同日より施行する。